

鹿児島県特別支援学校等の
教育環境の改善について(提言)

令和5年2月

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会

目次

はじめに

第Ⅰ章 特別支援学校における教育環境について

1 特別支援学校の現状	2
(1) 特別支援学校の設置状況	2
(2) 特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移	4
(3) 障害種別に見た特別支援学校に在籍する児童生徒数	4
(4) 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み	7
(5) 特別支援学校の整備の状況	9
(6) 通学バス乗車時間等の状況	12
2 特別支援学校における教育環境の課題	14
3 特別支援学校における教育環境の改善に向けて	15
(1) 課題の解消に向けた方向性	15
(2) 検討を進めるに当たって留意すべき事項	15

第Ⅱ章 離島等における教育環境について

1 離島における特別支援教育の現状	20
(1) 離島の特別支援学校の状況	20
(2) 離島の特別支援学級の状況	21
(3) 離島の関係機関との連携状況	22
2 離島等における教育環境の課題	24
3 離島等における教育環境の改善に向けて	24
(1) 課題の改善に向けた方向性	24
(2) 検討を進めるに当たって留意すべき事項	24

第Ⅲ章 特別支援教育の更なる充実に向けて

1 全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上に向けて	27
2 組織的・協働的に取り組む校内支援体制づくりの一層の推進に向けて	28
3 各地域における地域支援体制が有する機能の更なる発揮に向けて	29

はじめに

現在、我が国においては、児童生徒数全体が減少傾向にある。一方で、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導対象の児童生徒数は、全国的に増加の一途を辿っている。その背景には、一人一人の教育的ニーズを踏まえながら可能性を最大限伸ばし、自立と社会参加に向けた力を育むという、特別支援教育に関する理解や認識が高まっていることなどが挙げられる。

このような中、令和3年1月に中央教育審議会において「令和の日本型学校教育の構築を目指して」(答申)がまとめられ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを一体的に充実する重要性が述べられている。また、新時代の特別支援教育の在り方として、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていくことが必要であるとしている。

特別支援学校の整備に関しては、在籍者数の増加に伴い、教室不足等が生じている状況にあることから、国は、令和3年9月に「特別支援学校設置基準」を公布し、教育環境改善の推進を求めている。

このような国の動向及び本県の特別支援学校等における教育環境の課題等を踏まえ、その改善に向けて調査・研究及び検討を行うために、本委員会が設置された。

具体的には、県教育委員会からの諮問に基づき、次の2点に関する協議を行った。

- 1 特別支援学校に通う児童生徒の増加への対応、特別支援学校設置基準への対応、通学時間への対応等を踏まえた教育環境改善に関すること。
- 2 離島における特別支援教育の充実に関すること。

今年度、計5回の委員会の開催及び計4回の県外等視察を実施し、検討を行った。その中で、本県の特別支援学校等における教育環境を改善するには、上記の2点に加え、県内全ての学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成できるように、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全教員等の特別支援教育に関する専門性の向上を目的とした研修推進体制の在り方等を検討する必要があるとの考えに至った。

本委員会での協議を、ここに提言としてまとめた。本提言に示した方向性を踏まえ、今後、鹿児島県における新しい時代の特別支援教育が展開されることを期待する。

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会 委員長 肥後 祥治

第 I 章 特別支援学校における教育環境について

本章では、特別支援学校の現状と課題について調査・研究し、特別支援学校に在籍している児童生徒の、自立と社会参加に向けた力を育むための教育環境の在り方について整理する。

1 特別支援学校の現状

(1) 特別支援学校の設置状況

- 本県は、16校の特別支援学校を設置している。また、その中の5校の特別支援学校には、遠距離のために自宅からの通学が困難な児童生徒等を対象に寄宿舎を設置している(表1)。

- 本県の特別支援学校の多くは、昭和54年の養護学校就学義務化当時、障害児施設等の近隣に設置され、現在も同じ位置にある(図1)。

表1 本県における特別支援学校

対象とする障害種	特別支援学校名	寄宿舎	近隣の施設等
視覚障害	鹿児島盲学校	○	—
聴覚障害	鹿児島聾学校	○	—
知的障害	鹿児島高等特別支援学校	○	—
肢体不自由	皆与志養護学校		やまびこ整肢学園内にあった分教室を学園移転に合わせて隣接地に設置
肢体不自由 病弱	加治木養護学校		南九州病院入院児童生徒を対象に指宿養護学校加治木分校として開校
肢体不自由 知的障害	武岡台養護学校		—
	鹿児島養護学校	○	—
	桜丘養護学校		整肢園移転に伴い開校
	南薩養護学校		みさかえ学園の近隣に設置
	串木野養護学校	○	—
	出水養護学校		—
	牧之原養護学校		オレンジ学園の近隣に設置
	鹿屋養護学校		城山学園, 和光学園, 新樹学園で訪問指導開始
	中種子養護学校		隣接しているあかつき学園内にあった小・中学校の特殊学級を移管
	大島養護学校		希望の星学園の近隣に設置
肢体不自由 知的障害 病弱	指宿養護学校		指宿医療センター入院児童生徒を対象に開校

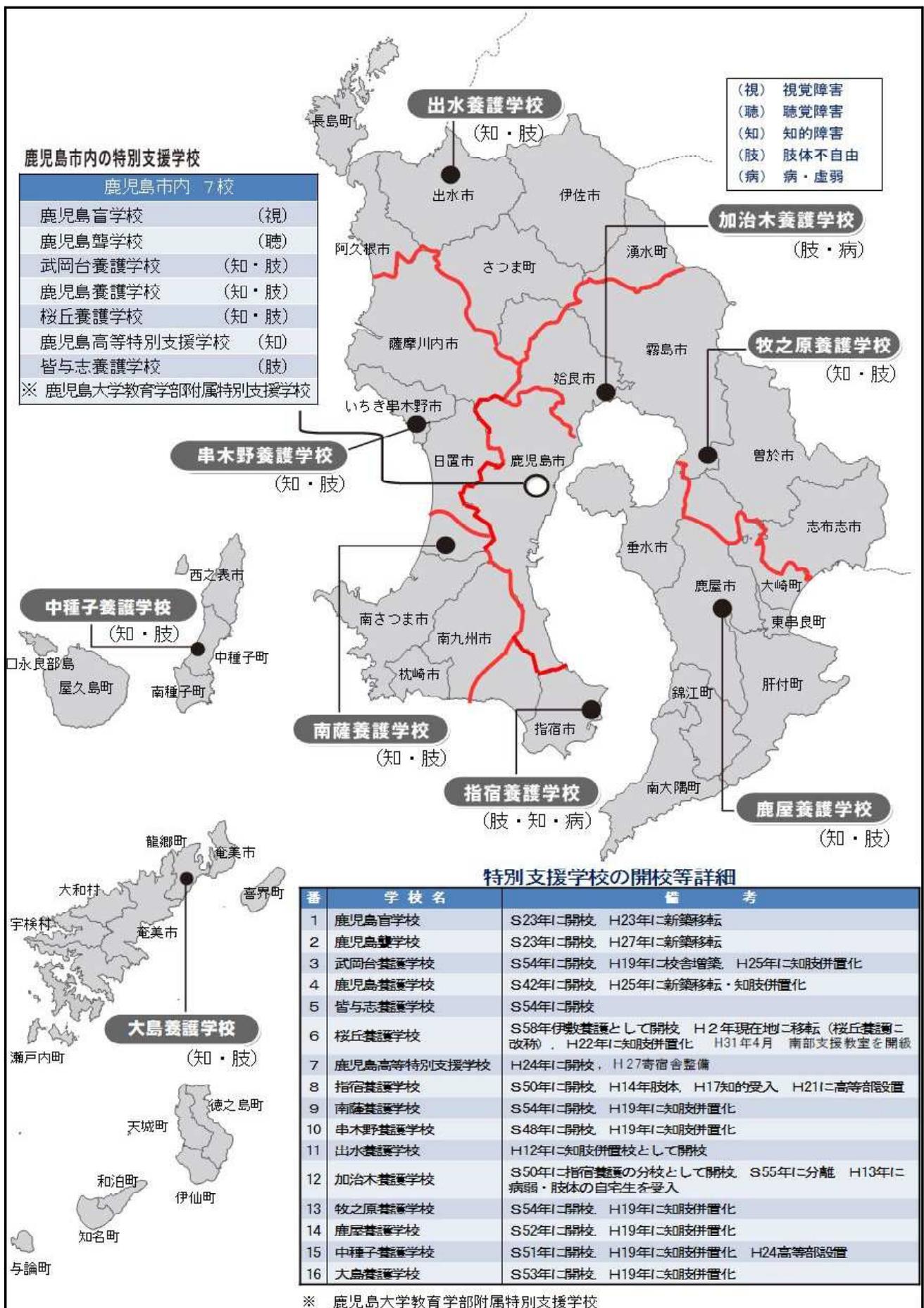


図1 本県の特別支援学校の位置

(2) 特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移

○ 本県の特別支援学校に在籍する児童生徒は年々増加している(図2)。

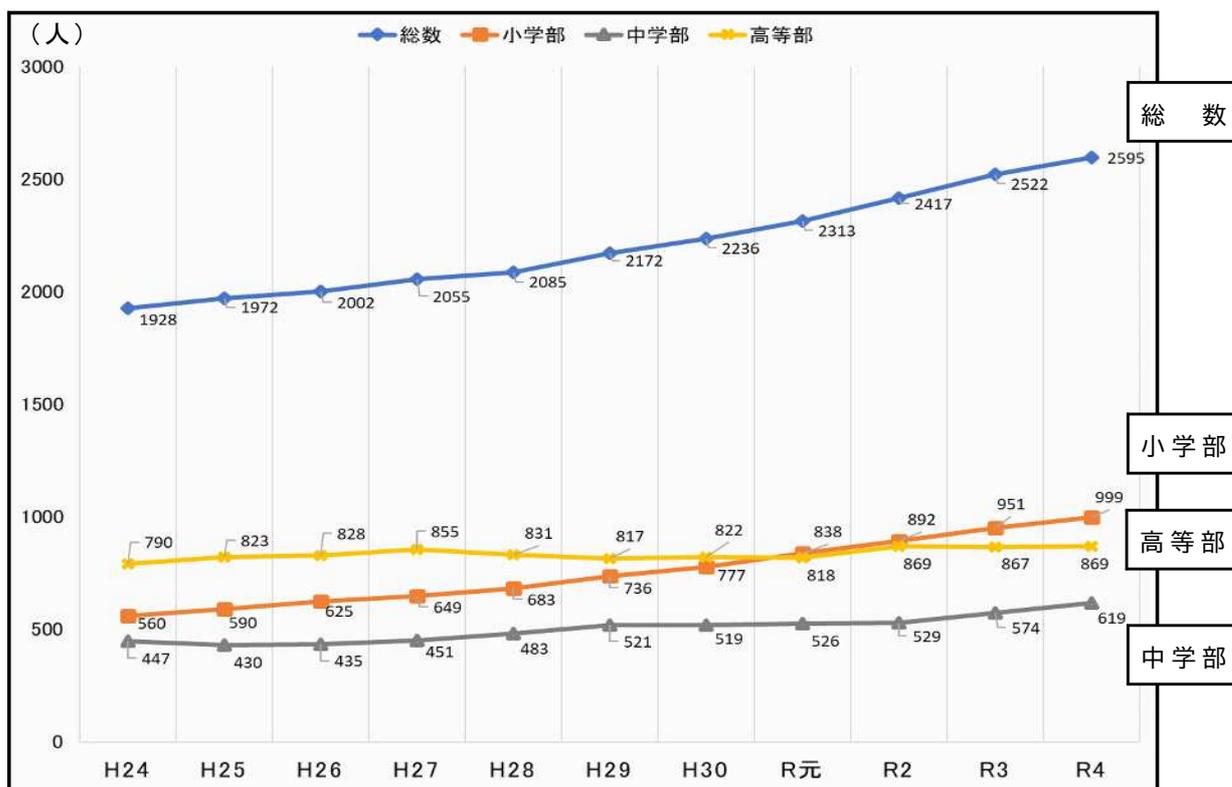


図2 特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移(総数には、幼稚部、専攻科、訪問教育を含む)

(3) 障害種別に見た特別支援学校に在籍する児童生徒数

ア 「視覚障害」を対象とした特別支援学校

○ 視覚障害を対象とした特別支援学校は鹿児島盲学校1校であり、本県の視覚障害教育のセンター的機能を有している。在籍者は近年約30人で推移している(図3)。

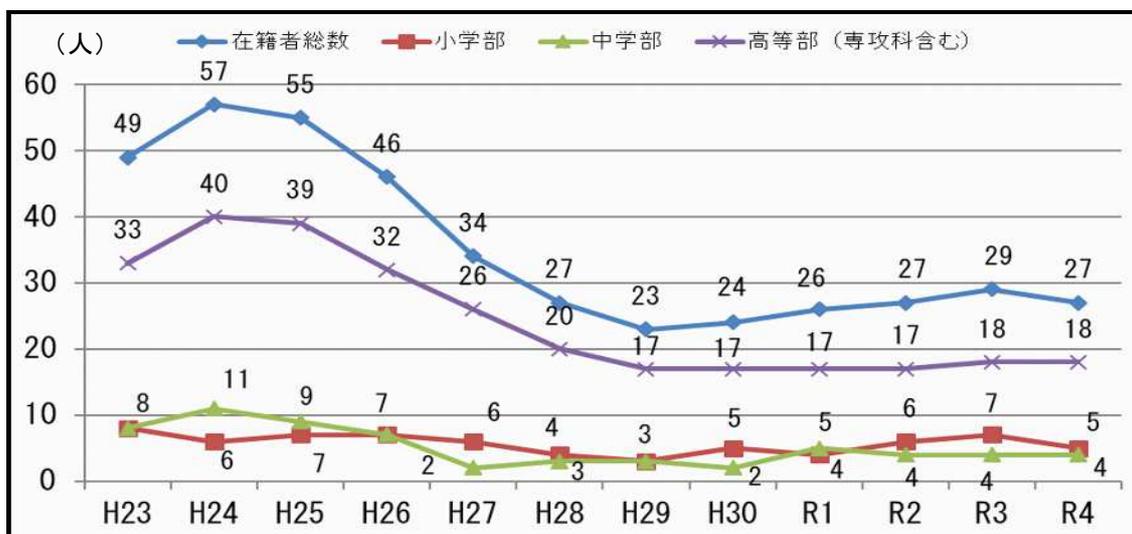


図3 鹿児島盲学校の在籍者数の推移

イ 「聴覚障害」を対象とした特別支援学校

- 聴覚障害を対象とした特別支援学校は、鹿児島聾学校1校であり、本県の聴覚障害教育のセンター的機能を有している。在籍者は年々減少傾向にある(図4)。

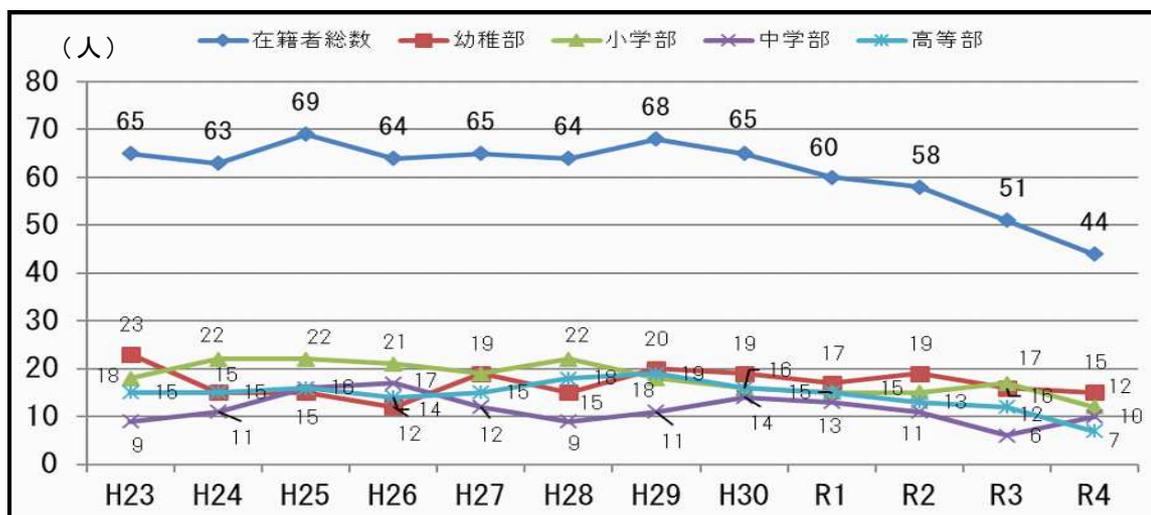


図4 鹿児島聾学校の在籍者数の推移

ウ 「知的障害」のみを対象とした特別支援学校

- 知的障害のみを対象とした特別支援学校は、全県下を対象とした鹿児島高等特別支援学校1校である。平成24年4月に、障害の程度が比較的軽度な知的障害者の後期中等教育の充実を図ることを目的に、県立鹿児島東高等学校と同じ敷地内に設置された。各学年4学級32人(1学級8人)を定員として入学者の選考を行っている。

エ 「肢体不自由」のみを対象とした特別支援学校

- 肢体不自由のみを対象とした特別支援学校は、小・中学部を設置している皆与志養護学校*1校である。近年は、在籍児童生徒が減少している。

オ 「肢体不自由と病弱」を対象とした特別支援学校

- 肢体不自由と病弱を対象とした特別支援学校は、「独立行政法人国立病院機構南九州病院」に隣接する加治木養護学校1校である。ここ5年間において、在籍者数は60人程度である(図5)。

※1 皆与志養護学校は、令和6年3月31日をもって閉校となる予定である。

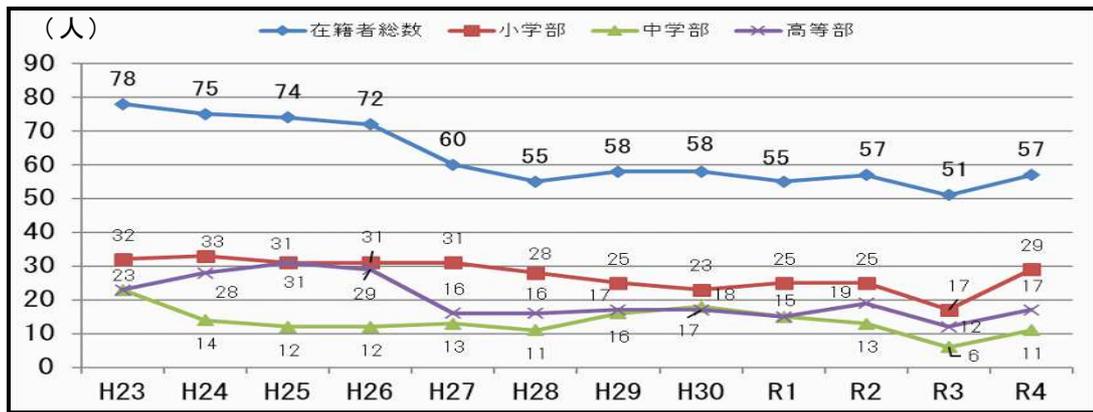


図5 加治木養護学校の在籍者数の推移

カ 「肢体不自由と知的障害」及び「肢体不自由と知的障害と病弱」を対象とした特別支援学校

児童生徒数の推移を分かりやすく示すために、在籍児童生徒が200人以上の学校と、200人未満の学校に分けて整理する。

(ア) 在籍児童生徒が200人以上の学校

- 肢体不自由と知的障害を対象とした特別支援学校において、令和4年度に在籍児童生徒が200人以上の学校は、武岡台養護学校、鹿児島養護学校、牧之原養護学校、鹿屋養護学校、出水養護学校、串木野養護学校の6校である。
- 児童生徒の増加が顕著な学校は、武岡台養護学校、鹿児島養護学校、牧之原養護学校の3校である(図6)。



図6 在籍児童生徒が200人以上の学校の在籍者数の推移

(イ) 在籍児童生徒が200人未満の学校

- 肢体不自由と知的障害を対象とした特別支援学校において、令和4年度に在籍児童生徒が200人未満の学校は、桜丘養護学校、大島養護学校、南薩養護学校、指宿養護学校、中種子養護学校の5校である。

中でも、桜丘養護学校の児童生徒の増加が顕著である(図7)。

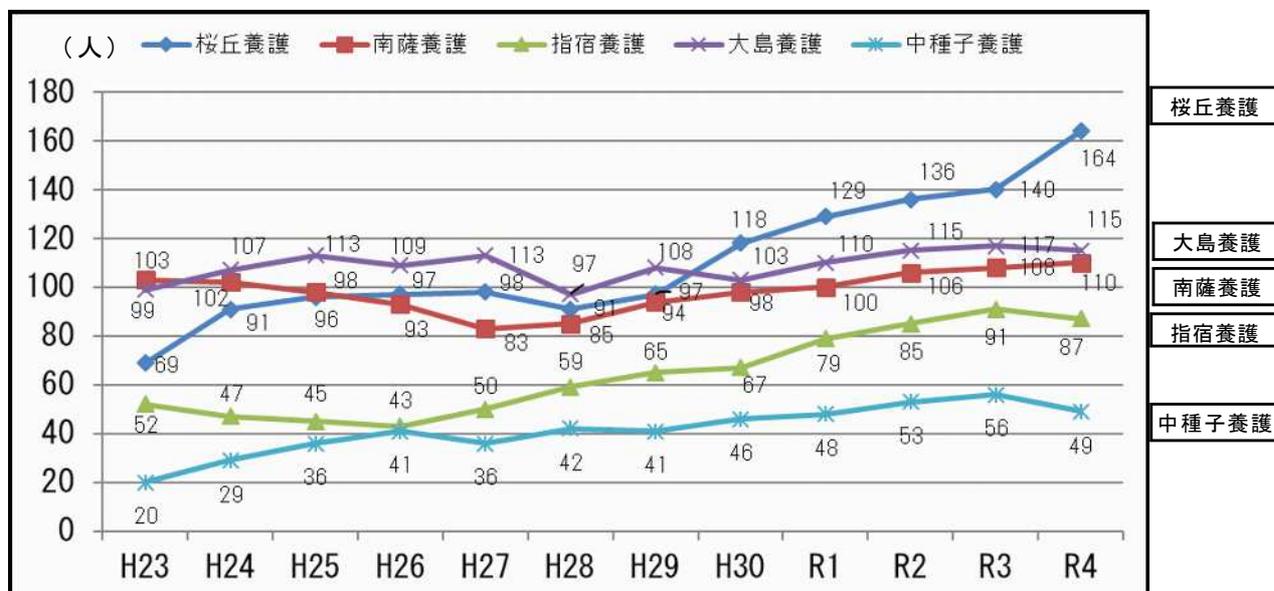


図7 在籍児童生徒が200人未満の学校の在籍者数の推移

(4) 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み

- 各特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移から、今後は、定員の上限がある鹿児島高等特別支援学校以外の、知的障害を対象とした特別支援学校において児童生徒の増加が予測される。
- 以下に、知的障害を対象とした特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み^{*2}について、鹿児島市内と鹿児島市外に分けて述べる。

※2 児童生徒数の今後の見込みは、以下の手順で算出した。

- ① 在籍率を算出する : $\text{在籍率} = \frac{\text{当該特別支援学校への通学児童生徒数}}{\text{当該特別支援学校の通学区域市町村の全小・中・高校生数}} \times 100$ (国勢調査における市町村の7~18歳の人数を使用)
- ② 増加率を算出する : $\text{増加率} = \text{当該年度の在籍率} - \text{前年度の在籍率}$
- ③ 平均増加率を算出する : 近年5年間の増加率の、最も高い年度と低い年度を除いた平均値
- ④ 令和5年度以降の見込みの児童生徒数を算出する : $\text{見込みの児童生徒数} = \text{当該特別支援学校の通学区域市町村の全小・中・高校生数の、当該年度における推計値(国勢調査を使用)} \times \frac{\text{前年度の在籍率} + \text{平均増加率}}{100}$

ア 知的障害を対象とする鹿児島市内の特別支援学校

- 鹿児島市内においては、武岡台養護学校と桜丘養護学校の児童生徒の増加に伴い、令和5年度に桜丘養護学校を廃止し、小・中学部と高等部を備えた鹿児島南特別支援学校を新設する予定である。鹿児島南特別支援学校の開校により、鹿児島市内においては、これまで以上に特別支援学校の受け入れ体制が整う見込みである(図8)。

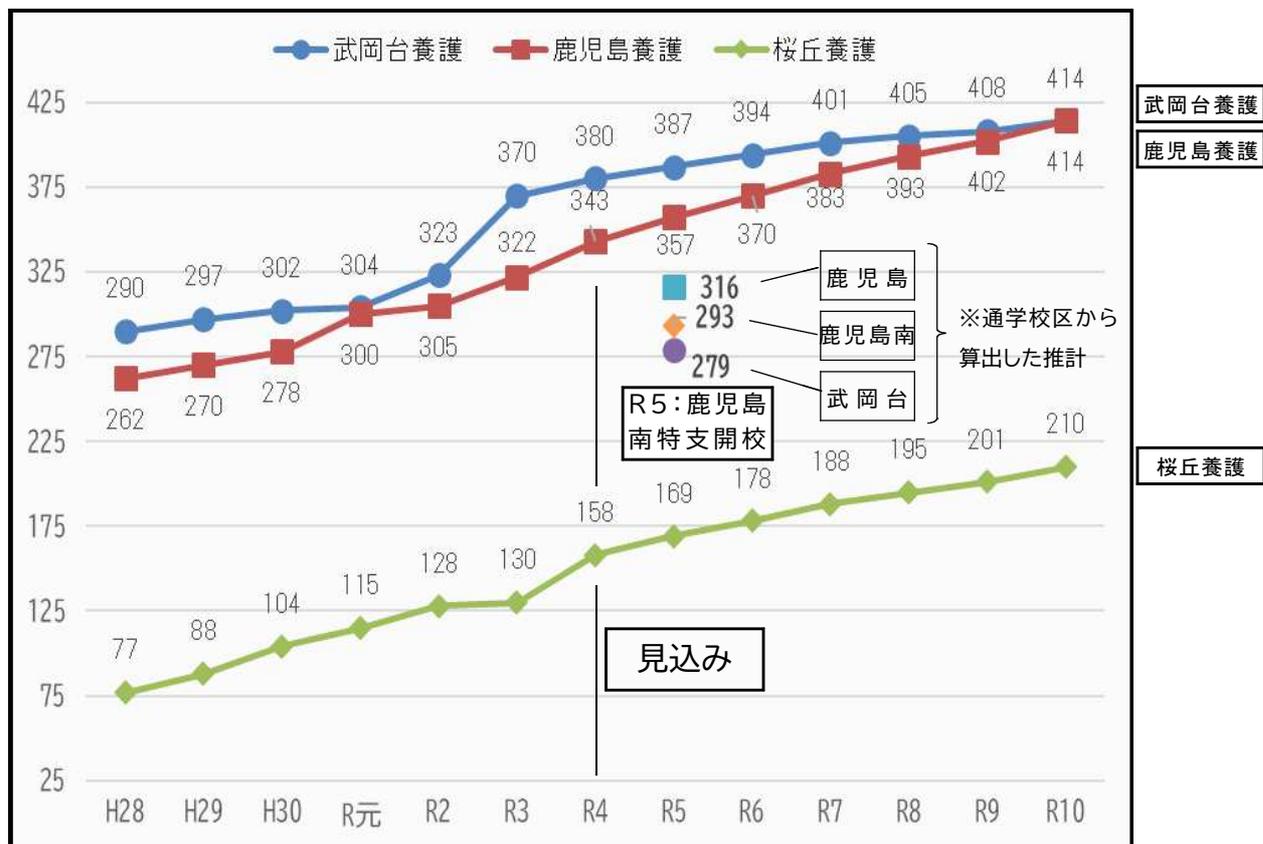


図8 鹿児島市内3校における通学児童生徒数の推移と今後の見込み(令和4年度まで実数)

イ 知的障害を対象とする鹿児島市外の特別支援学校

- 鹿児島市外においては、今後、牧之原養護学校、鹿屋養護学校、出水養護学校に通学する児童生徒の増加が予測される(図9)。
- 特に、牧之原養護学校に通学する児童生徒の増加が顕著であることの一理由として、牧之原養護学校の通学区域に人口が増えている地域があるためと考えられる。

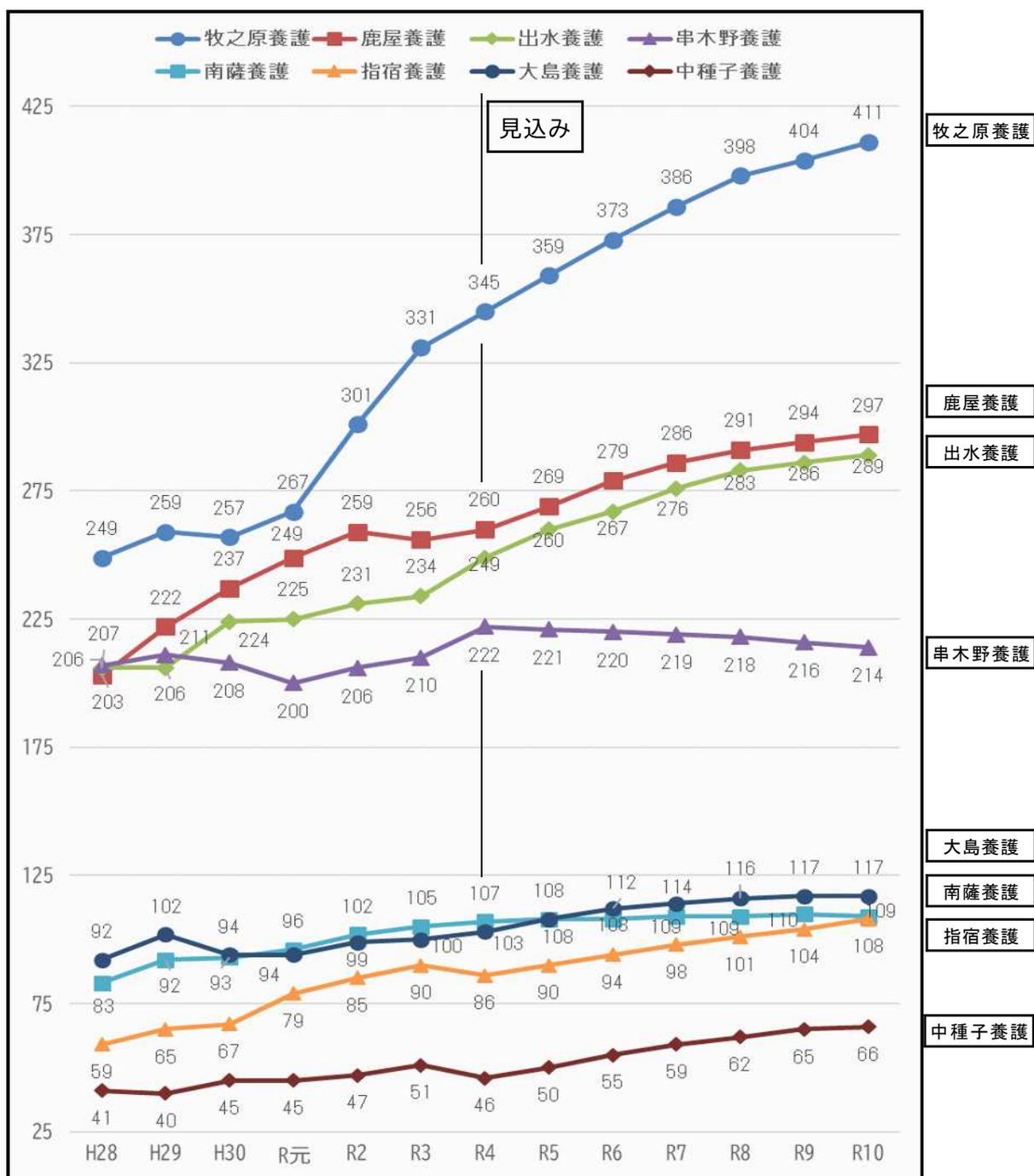


図9 鹿児島市外8校における通学児童生徒数の推移と今後の見込み(令和4年度まで実数)

(5) 特別支援学校の整備の状況

ア これまでの整備の状況

- 児童生徒の増加や施設の老朽化等に対応するため、年次的に特別支援学校の整備を行っている(表2)。

表2 県内特別支援学校の整備の状況

学校名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1 鹿児島盲	実施設計	改築工事		供用開始																				
2 鹿児島聾				基本構想	基本設計	実施設計	改築工事	供用開始						ブロック塀改修工事										
3 鹿児島養護	基本構想	基本設計	実施設計	改築工事	供用開始									教室不足 内部改修										
4 武岡台養護		渡り廊下・厨房 拡張設計・工事				校舎改修設計・工事 (知肢併置)								桜丘養護高支援 室設計・工事										
5 皆与志養護					トイレ・体育館 大規模改修									中学部棟外壁 改修・空調更新										
6 桜丘養護	整頓 廃止H20	校舎改修設計・工事 (知肢併置)				バス昇降口 屋根設置								教室不足のための内部 改修工事(維持補修)										
7 鹿児島高等特別 支援			基本 構想	実施 設計	改修 工事	供用 開始	寄宿舎 設計	改修 工事	供用 開始	演習場・温室 設計・工事				普通教室 空調新設										
8 指宿養護			高等部 設置		園芸実 習室									大規模改修 設計・工事										空調 更新
9 南薩養護					トイレ 棟新設					給食棟新築 設計・工事	小学部・管理 棟改修			ブロック塀 改修工事	屋体外 壁改修									
10 串木野養護						バス寄 増築	新校舎 増築				寄宿舎外壁改 修1期工事	寄宿舎外壁改 修2期工事	寄宿舎外壁改 修3期工事											
11 出水養護					教室棟増築・医ケア 室新設設計・工事									外壁改修設計・工事 空調更新・設計・工事										
12 加治木養護					校舎増築・医 ケア改修工事					プール棟耐震 ・空調更新				校舎外壁改修 設計・工事～R4										
13 牧之原養護	高等部 増築				事務室・厨房・管理 棟増築設計・工事	小学部 改修							中学部棟増築 設計・工事											
14 鹿屋養護	高等部 増築				特別教室棟新 設設計・工事								高等部改修 (教室不足)	食堂 増築	大規模改修 (教室不足)									
15 中種子養護						高等部設置 増築工事				空調 更新	屋久島高支援 室設計・工事 ブロック塀工事		基本 設計	実施 設計	1期工事	2期工事	3期工事	4期工事			運動 場整備	供用 開始		
16 大島養護	体育館改修 設計・工事	与論高支援教室 設計・工事		高等部棟増 築設計・工事	徳之島・沖永良部 支援教室工事					喜界高支援教室 設計・工事				ブロック塀 改修工事										

イ 「特別支援学校設置基準」の適合状況

(ア) 「特別支援学校設置基準」の概要

- 国は、特別支援学校に在籍している児童生徒の増加による教室不足等の状況を改善するために、令和3年9月24日に特別支援学校設置基準(令和3年文部科学省令第45号)(以下「設置基準」という。)を公布した。「設置基準」は、「総則」、「学科」、「編制」、「施設及び設備」で構成されている。

(イ) 適合状況

- 「設置基準」に対して、現在の本県特別支援学校の状況を照合したとき、「学科」と「編制」については、全ての学校が基準を満たしている。
- 「施設及び設備」の「校舎の面積」については、武岡台養護学校、桜丘養護学校、牧之原養護学校、鹿屋養護学校の4校が基準に満たない状況にある(表3)。
武岡台養護学校と桜丘養護学校においては、令和5年度に鹿児島南特別支援学校が開校することで、基準を満たすことができる。

- 「運動場の面積」については、皆与志養護学校、加治木養護学校、中種子養護学校の3校が基準に満たない状況にある(表3)。

皆与志養護学校と加治木養護学校は、児童生徒の実態上、運動場を用いた教育活動の範囲が狭いため、教育活動上支障はない。

中種子養護学校は、現在、改修を行っており、改修後は基準を満たすことができる。

表3 【校舎及び運動場の面積】に関する各特別支援学校の状況

	学校名		校舎(面積)	運動場(面積)
			適否	適否
1	鹿児島盲		○	○
2	鹿児島聾		○	○
3	武岡台養護	現在	×	○
		鹿児島南特別支援 ^ハ	○	○
4	鹿児島養護		○	○
5	皆与志養護 ^{*1}		○	△
6	桜丘養護	現在	×	○
		鹿児島南特別支援 ^ハ	—	—
7	鹿児島高等特別支援		○	○
8	指宿養護		○	○
9	南薩養護		○	○
10	串木野養護		○	○
11	出水養護		○	○
12	加治木養護		○	△
13	牧之原養護		×	○
14	鹿屋養護		×	○
15	中種子養護	現在	○	×
		改修後	○	○
16	大島養護		○	○

(令和4年5月1日現在)

- 「校舎の面積」の基準に満たない状況にある牧之原養護学校と鹿屋養護学校について、本委員会による視察や保護者等への聞き取り調査を実施した。その結果、以下のような状況が報告された。

- ・ 児童生徒が集合して授業を行える場が少なく、教育活動が制限されている。
- ・ 教室を仕切ることで教室数を増やしているため、隣の教室から声が聞こえやすく、感覚に過敏性のある児童生徒は授業に集中して取り組むことが難しい。
- ・ 職員室等を教室に転用しているため、職員が集まって話し合う場所がない。

- このような「施設の狭隘化」により、牧之原養護学校と鹿屋養護学校は、教育課程の適切な運用が困難な状況となっている。

(6) 通学バス乗車時間等の状況

- 本県においては、広範な通学区域に対応するために通学バスを運行している。また、毎年、児童生徒の通学状況や運行路線の交通状況等を勘案しながら、増便などの整備を行っている(表4)。

表4 特別支援学校通学バスの整備状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
配置台数	37台	39台	39台	38台	38台	40台	41台	43台	44台	44台	44台

- 現在、44路線(通常便)に1,755人の児童生徒が利用しており、そのうち、通学バスに乗車している時間が1時間以上の児童生徒は、431人で、全体の24.5%を占める(表5)。

表5 通学バスの乗車時間の現状

路線数	0~29分	30~59分	60~89分	90分以上	合計
44	443人	881人	427人	4人	1,755人
	25.3%	50.2%	24.3%	0.2%	100%

- 通学バスの長時間乗車を解消するために、これまで、通学バスを増便したり路線を見直したりするなど、運行を工夫して対応してきた。この方法は、特別支援学校までの直線距離が35km未満の地域において、乗車時間を短縮することができた。

しかし、直線距離が35km以上ある地域については、物理的に距離が長いために、通学バスの運行上の工夫では乗車時間の十分な短縮につなげることが困難であった。

- 通学バスの運行を工夫しても、乗車時間の十分な短縮が見込まれない、直線距離が35km以上ある県内の地域(旧市役所等所在地)を示す(表6)。

表6 特別支援学校までの直線距離が35km以上ある地域(グーグルマップによる計算)

直線距離の分類	学校名	地域名	直線距離
50km以上	大島養護	瀬戸内町	59.9km
	大島養護	宇検村	58.4km
40km以上	出水養護	湧水町吉松	51.1km
	出水養護	湧水町栗野	49.7km
	鹿屋養護	南大隅町佐多	44.8km
35km以上	牧之原養護	志布志市志布志	39.4km
	牧之原養護	霧島市横川	39.4km
	出水養護	伊佐市菱刈	37.8km
	出水養護	薩摩川内市祁答院	37.4km
	大島養護	大和村	37.4km
	牧之原養護	志布志市有明	36.3km
	出水養護	さつま町薩摩	35.8km
	牧之原養護	始良市蒲生	35.1km

- 表6において、周辺の地域を含めて一定のまとまりとして捉えた場合、現在、特別支援学校に通学している一定数の児童生徒が居住しており、今後も継続して見込まれる地域は、曾於地区、始良・伊佐地域の北部(以下「伊佐・湧水地区」という。)、始良・伊佐地域の西部(以下「始良地区」という。)であった。
- このことから、「通学バスの長時間乗車」の課題が顕著な地区は、牧之原養護学校の通学区域における曾於地区及び始良地区、出水養護学校の通学区域における伊佐・湧水地区である(図10)。
- 本委員会において、これらの地域に居住している保護者等に聞き取り調査を実施した。その結果、以下のような状況が報告された。
 - ・ 長時間乗車は、身体的・心理的な負担につながっている。特に、小学部の低学年や重度の障害のある児童生徒には負担が大きい。
 - ・ 長時間乗車により、健康面や、排泄の自立に対する不安がある。
 - ・ 児童生徒の急な体調不良等により保護者の迎えが必要となったときに、学校まで遠いために、保護者は早急に対応することが困難である。
 - ・ 山岳道のために、毎日のように気分が悪くなったり、雨等で通行止めになると長時間掛けて迂回して通学したりしている。そのため学習に支障が出ている。
 - ・ 学校で放課後に行う活動に参加できなかつたり、放課後デイサービスの利用等の時間が十分にとれなかつたりする。

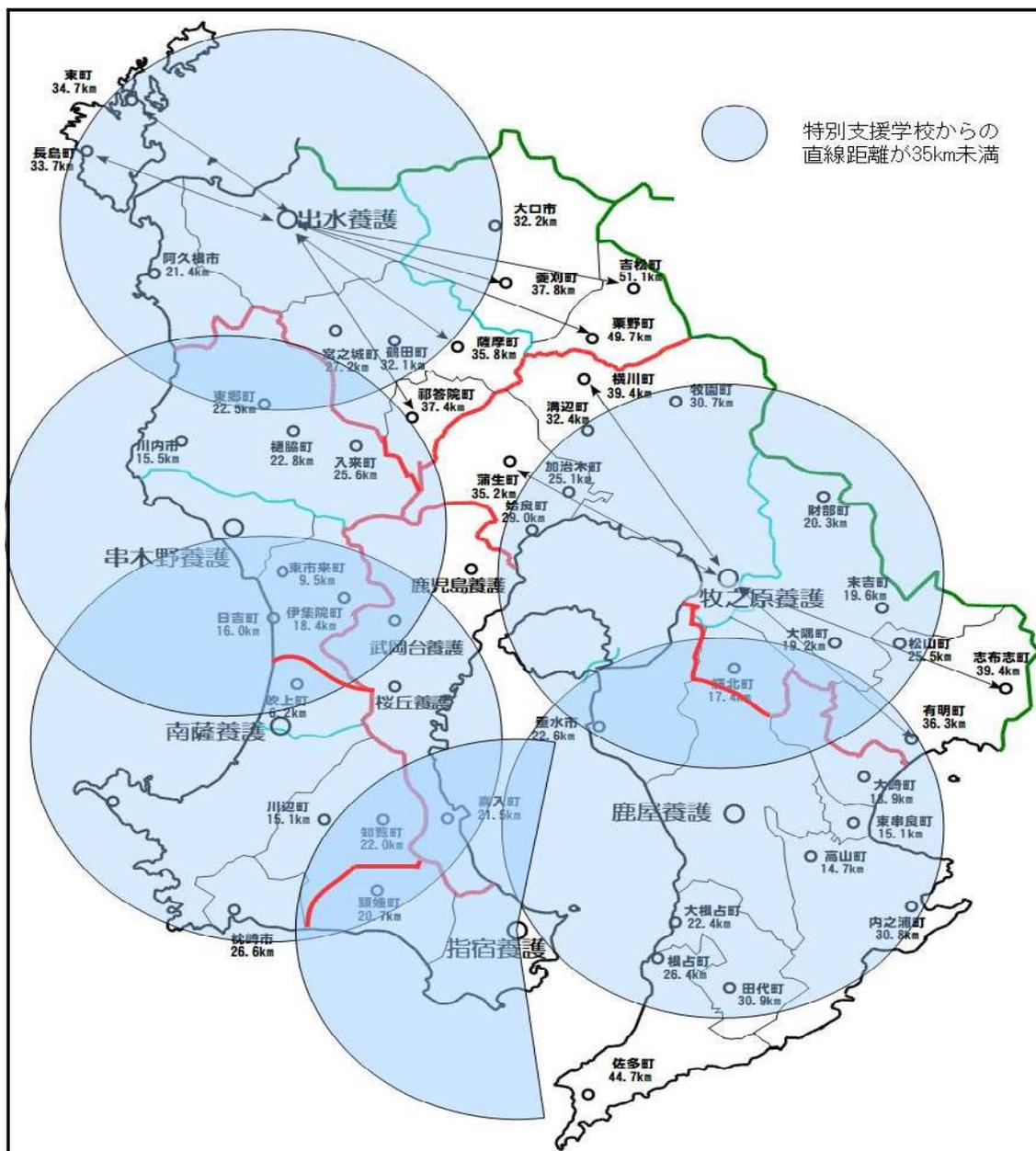


図10 旧市役所等所在地と特別支援学校の距離の状況

2 特別支援学校における教育環境の課題

これまで述べてきた特別支援学校の現状から、特別支援学校における教育環境の課題は、「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」である。

- ・ 牧之原養護学校:「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」
- ・ 出水養護学校:「通学バスの長時間乗車」
- ・ 鹿屋養護学校:「施設の狭隘化」

3 特別支援学校における教育環境の改善に向けて

(1) 課題の解消に向けた方向性

牧之原養護学校と鹿屋養護学校における「施設の狭隘化」の解消, 及び, 牧之原養護学校と出水養護学校における「通学バスの長時間乗車」の解消に向けて, 校舎の増築, 又は, 特別支援学校の分置について検討する必要がある。

特に, 児童生徒の増加が顕著で, 二つの課題を有している牧之原養護学校においては, 早急に対応が必要である。

(2) 検討を進めるに当たって留意すべき事項

ア 校舎の増築の検討

- 「施設の狭隘化」を解消するために, 「設置基準」の「運動場の面積」に余裕がある場合は, 校舎の増築を検討することが望ましい。

なお, 令和4年5月現在, 鹿屋養護学校は「運動場の面積」に余裕があるため, 校舎の増築は可能である。そのため, 鹿屋養護学校については, 校舎の増築により「施設の狭隘化」の解消を図ることが可能であると考えられる。

一方で, 牧之原養護学校は「運動場の面積」に余裕がないため, 校舎の増築が難しい状況にある。

イ 特別支援学校の分置の検討

- 「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」を解消するために, 特別支援学校の分置を検討することが望ましい。

(ア) 分置を検討する必要性

- 昭和54年の養護学校就学義務化当時, 本県の知的障害を対象とする特別支援学校の多くは, 障害児施設等に入所している児童生徒の就学や学習保障の観点から, その施設の近隣に設置された。その結果, 現在の特別支援学校の配置は, 偏在している状況にある。

現在特別支援学校に通学している児童生徒数や, 今後の見込み, 地域の人口等, 県全体の状況を見て, 配置バランスを改めて検討する必要がある。

- 特別支援学校への通学に長時間を要しており、通学する児童生徒が一定数居住している地域に対しては、分置を検討する必要がある。

(イ) 分置の方法

- 特別支援学校の分置は、児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえて、適切な方法を選定する。

分置の方法	<ul style="list-style-type: none"> a 本校を新設する。 b 分校を設置する。 c 分教室を設置する。
設置の方法	<ul style="list-style-type: none"> a 新しく建設する。 b 廃校などの既存の建物を改修する。 c 地域の学校の余裕教室を活用する。
設置の形態	<ul style="list-style-type: none"> a 全ての学部の一部が移転する。 b 特定の学部が移転する。 c 特定の学部の一部が移転する。

- なお、分校や分教室については法令上の定義はないが、本委員会では、全国的な状況を踏まえて、分校は「本校から分離した特別支援学校(非常に小規模な学校のイメージ)」、分教室は「特別支援学校の学級を別に設置するもの(1クラスのイメージ)」として捉えた。

(ウ) 分置を検討する際の考え方

- 学校教育において、児童生徒同士の学び合いや育ち合いは重要であり、協働的な学習等を通して、多様な考え方を知り、自分の価値観を広げるなどの生きる力が育成される。
- それは、障害の程度が比較的重い児童生徒が学ぶ特別支援学校においても同様であり、コミュニケーションや社会性などの自立と社会参加に向けた力を育むには、児童生徒同士の学び合いや、学校行事等の集団での学習が可能となる、一定の規模の児童生徒集団が必要である。
- 一定数の児童生徒が在籍することについて学校経営の視点から見てみると、

児童生徒数に応じた一定数の教員が勤務することになるため、経験年数や専門性、男女比等のバランスのとれた教員の配置が可能となり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりすることが生じにくくなる。

さらには、経験が浅い教員にベテランの教員が助言を行うなどの教員同士の学び合いが起こりやすくなり、支え合う教員集団を形成することが可能となる。

- 児童生徒の自立と社会参加に向けた力の育成と適切な学校経営の視点から、特別支援学校の分置を検討する地域は、小学部・中学部・高等部のそれぞれの学部に通学する一定の児童生徒数が、継続して見込まれることが望ましい。

- また、特別支援学校と特別支援学級の違いの一つとして、特別支援学校は、小学部・中学部・高等部における一貫性・系統性のある指導や支援を提供できるという機能を有していることが挙げられる。

そのため、特別支援学校は、小学部・中学部・高等部の三つの学部があり、児童生徒等が卒業後の生活のイメージをもてるようにしながら、自立と社会参加に向けた一貫性・系統性のある教育課程に基づく教育活動を展開できることが重要である。

(エ) 分置を検討する地域

- 牧之原養護学校については、「施設の狭隘化」の課題と、曾於地区と始良地区における「通学バスの長時間乗車」の課題があり、敷地面積が狭いことから校舎の増築は難しく「施設の狭隘化」の解消を図ることは望めない状況である。

- このうち曾於地区については、学校までの距離が長く、通学バスの運行の工夫を行っても「通学バスの長時間乗車」の改善は望めない状況にあり、課題解消には分置によらざるを得ない。

- また、始良地区については、高速道路の利用など運行方法の工夫により「通学バスの長時間乗車」の改善を図ることが可能であると考えられる。

しかし、曾於地区に分置をすることのみでは牧之原養護学校の「施設の狭隘

化」は解消されないことから、始良地区についても分置の対象とする必要がある。

- 出水養護学校については、伊佐・湧水地区の「通学バスの長時間乗車」の課題があり、これまでも通学バスの増便や路線の見直しなど運行方法の工夫を行ってきたが、これ以上の改善は望めない状況にある。児童生徒に身体的・心理的な負担が生じていることも踏まえると、分置することが望ましい。

(オ) 分置を検討する地域の優先順位

- 以上を踏まえると
 - ① 「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」の解消を図る必要のある牧之原養護学校における曾於地区
 - ② 「通学バスの長時間乗車」の解消を図る必要のある出水養護学校における伊佐・湧水地区
 - ③ 「施設の狭隘化」の解消を図る必要のある牧之原養護学校における始良地区
 の順で特別支援学校の分置を検討することが望ましい。

「施設の狭隘化」の課題	あり			
	なし			
		顕著である	顕著でない	
「通学バスの長時間乗車」の課題				

- 一方で、地区によっては、「設置基準」を満たす適当な敷地がないなど、分置の検討に時間を要することが考えられる。その場合は、できるだけ早期に教育環境を改善する観点から、優先順位が入れ替わることも想定される。

(カ) 分置した学校と地域との関わり

- 分置には、地元自治体の協力が不可欠である。今後は、曾於地区、伊佐・湧水地区、始良地区のそれぞれと特別支援学校の分置に向けて協議し、分置する場所や、スケジュール等について調整する必要がある。

- また、分置した学校を、地域と豊かな関わりのある持続可能な特別支援学校にするためにどうあればよいか、という観点についても検討することが重要であり、その観点を、地元自治体と共有することが大切である。

- 地域と豊かな関わりのある持続可能な特別支援学校にするための観点として、例えば、次のようなことが考えられる。
 - ・ 地域の人と関わりながら学習できること。
 - ・ 地域の学校等との交流及び共同学習が充実すること。
 - ・ 地域の医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携が十分にとれること。
 - ・ 重複障害及び医療的ケアが必要な児童生徒に対応できること。
 - ・ ICT環境を整備すること。
 - ・ 地域のコミュニティの拠点としての機能を有すること。

- また、分置した学校には、障害の程度が比較的重い児童生徒に対する専門的な教育機関としての役割のみならず、地域の特別支援教育のセンターとしての役割も担う。具体的には、次のようなことが期待される。
 - ・ 地域の小・中学校等の通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業づくりや合理的配慮等が推進されること。
 - ・ 地域の小・中学校等における特別支援学級担任や通級指導教室担当者等の専門性が向上すること。
 - ・ 地域の小・中学校等における校内支援体制が更に機能すること。
 - ・ 就学相談・支援が充実すること。
 - ・ 保護者等との相談機能が強化されること。
 - ・ 障害に関する地域の理解・啓発が促進されること。
 - ・ 地域支援体制の整備がこれまで以上に推進されること。

第Ⅱ章 離島等における教育環境について

市町村教育委員会から特別支援学校への就学が望ましいとの判断を受け、特別支援学校への就学を希望している障害の程度が比較的重い児童生徒や保護者等が、居住する離島に特別支援学校がないために、地域の小・中学校への就学を選択するケースがある。

そこで本章では、離島の小・中学校の現状と課題について調査・研究を行い、小・中学校に在籍している障害の程度が比較的重い児童生徒の、自立と社会参加に向けた力を育むための教育環境の在り方について整理する。

なお、本県には、離島以外にも、第Ⅰ章1(6)表6に示した特別支援学校までの直線距離が35km以上あり、通学する児童生徒の数が限られる地域があるが、特別支援学校のない離島と共通したニーズや課題が多いことから、本委員会では、離島の調査・研究を行うことで同地域における教育環境の在り方も検討できると考えた。

1 離島における特別支援教育の現状

(1) 離島の特別支援学校の状況

- 離島における特別支援学校は、種子島に設置されている中種子養護学校と、奄美大島に設置されている大島養護学校である。
- 屋久島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島においては、中学校の特別支援学級卒業後も地元で教育を受けたいというニーズに対応するため、高等学校に特別支援学級がないという状況を鑑み、高等学校の教室を活用して高等部支援教室が設置されている(表7)。そこでは、本校の教育課程を基に、生徒の実態に応じて教育活動を工夫して行う訪問教育の形態で教育活動を展開している。

表7 離島に設置した特別支援学校及び高等部支援教室の在籍人数(令和4年5月1日現在)

学校名	在籍人数			
	小	中	高	計
中種子養護学校	19	13	14	46
中種子養護学校高等部屋久島支援教室	—	—	3	3
大島養護学校	31	25	47	103
大島養護学校高等部喜界支援教室	—	—	3	3
大島養護学校高等部徳之島支援教室	—	—	7	7
大島養護学校高等部沖永良部支援教室	—	—	2	2
大島養護学校高等部与論支援教室	—	—	0	0

(2) 離島の特別支援学級の状況

ア 特別支援学級設置校, 特別支援学級数, 人数

- 特別支援学級は、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要なに応じて設けられる特別に編制された学級である。特別支援学級への在籍は、市町村教育委員会から判断を受けた後、本人及び保護者との合意形成を経て、市町村教育委員会が決定する。
- 離島において、特別支援学級を設置している学校数と特別支援学級数, 人数を示した(表8)。

表8 離島における特別支援学級設置学校数, 特別支援学級数, 人数 (令和4年5月1日現在)

地区	市町村	小学校			中学校		
		設置学校数	学級数	人数	設置学校数	学級数	人数
鹿児島	三島村	1	1	1	1	1	1
	十島村	2	2	3	1	1	1
北薩	薩摩川内市(甑島)	3	3	3	1	1	2
大島	奄美市	14	42	156	7	15	65
	大和村	1	1	2	1	1	2
	宇検村	2	2	4	1	1	2
	瀬戸内町	3	6	14	1	2	6
	龍郷町	6	10	30	2	3	8
	喜界町	2	5	20	1	2	11
	徳之島町	5	13	67	3	5	19
	天城町	4	10	43	3	5	14
	伊仙町	5	9	30	3	5	8
	和泊町	4	8	27	2	3	10
	知名町	4	8	35	2	4	12
	与論町	3	7	19	1	1	3
	熊毛	西之表市	10	20	55	1	5
中種子町		6	8	19	1	2	4
南種子町		4	7	14	1	2	4
屋久島町		7	19	70	3	6	17

- 特別支援学級には、市町村教育委員会から特別支援学校への就学が望ましいとの判断を受けたが、地域の小・中学校への就学を選択した児童生徒が学ぶケースがある。その人数は、離島ごとに0～6人であった。
- 本委員会が、保護者等にその理由について聞き取り調査を実施したところ、「住んでいる離島に特別支援学校の小・中学部がないから」、「保育所等で一緒に学んだ友達と同じ学校に通わせたいから」、「地域の高等学校への進学を希望しているから」などの意見が聴取され、児童生徒や保護者等の多様な思いや考えが背景にあることが分かった。

住んでいる離島に特別支援学校の小・中学部がない保護者等から、特別支援学校の分校や分教室等の設置を要望する声もある。

イ 特別支援学級の担任の状況

- 特別支援学級の担任が、これまで特別支援学級や通級による指導、特別支援学校で担任等を経験した年数(特別支援教育に関する経験年数)を示した(表9)。

離島を含めた県全体において、0～3年といった特別支援教育に関する経験年数の浅い教員が特別支援学級の担任をしている割合が最も高く、約6割を占めている。

表9 特別支援学級の担任の特別支援教育に関する経験年数(単位は人)

		0～3年	4～6年	7～9年	10年～	合計
県全体	小学校全体	753	228	126	212	1319
	中学校全体	255	64	55	68	442
	全体	1008	292	181	280	1761
大島地区	小学校	74	25	9	12	120
	中学校	29	8	4	6	47
	全体	103	33	13	18	167
熊毛地区	小学校	31	10	4	9	54
	中学校	8	3	3	1	15
	全体	39	13	7	10	69

(令和4年5月1日現在)

- 特別支援学級の担任からは、特別支援教育の基礎的な内容の研修の充実に加えて、「作成した個別の指導計画の妥当性を検討したい」、「自立活動の指導が本人に合った内容であるか助言が欲しい」、「障害の程度に大きな差がある児童生徒集団を対象にした授業づくりのアドバイスが欲しい」など、現在受け持っている児童生徒に関する、個別的かつ具体的な助言を求める声がある。

(3) 離島の関係機関との連携状況

ア 巡回相談

- 本県においては、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)等が、小・中学校等を訪問して、特別な支援が必要な児童生徒に関する教育課程の編成や個別の指導計画の作成方法、授業づくりの在り方等に関し

て助言等を行う、巡回相談を実施している。児童生徒の様子を実際に見た上で助言等をもたらえるため、小・中学校等からの巡回相談のニーズは高い。

- 一方で、離島を訪問して行う巡回相談は、距離や予算的な制約から、県本土に比べ、その回数に制限が生じている。
- そのため、小・中学校の教員等からは、「市町村教育委員会から特別支援学校への就学が望ましいとの判断を受けたなど、障害の程度が比較的重い児童生徒への指導や支援について、実際に様子を見てもらった上で相談したいがその機会が十分でないため、巡回相談を充実させてほしい」、「巡回相談でもらった助言を踏まえた指導になっているか確認したいので、複数回、巡回相談を実施できるようにしてほしい」などの声がある。

イ 関係機関との連携

- 離島においては、それぞれの島の実情に応じて、個別の教育支援計画の作成や就学相談・支援など、医療機関や福祉機関等の関係機関と連携した取組が行われている。

このような関係機関との連携は、支援関係者同士で有効な手立て等に関する情報を交換したり、保護者の悩み等を支援関係者で共有し、チームで保護者を支えたりする上で効果的であり、児童生徒の成長のみならず、保護者の不安の軽減や、学校における授業の質的向上につながっている。

- しかし、医療機関や福祉機関等の関係機関が限定されている離島においては、教員等が児童生徒に関する情報を交換したり、保護者等の相談に十分に対応したりすることが難しいケースがある。
- また、離島の教員は、本土と比べて比較的短い年数で異動することから、児童生徒の効果的な支援に向けて、どの関係機関と、いつ、どのように連携することが望ましいかといった、連携の具体的な時期や方法等が明確になっていなかったり、そのことが十分に引き継がれていなかったりするケースもある。

2 離島等における教育環境の課題

市町村教育委員会から特別支援学校への就学が望ましいとの判断を受けるなど、障害の程度が比較的重いにも関わらず、地域に特別支援学校がないために小・中学校への就学を選択した児童生徒の、自立と社会参加に向けた力を育成するための教育環境を整備する必要がある。

3 離島等における教育環境の改善に向けて

(1) 課題の改善に向けた方向性

地域に特別支援学校がないために小・中学校への就学を選択した障害の程度が比較的重い児童生徒が、自立と社会参加に向けた力を身に付けることができるように、教育環境の改善に向けた具体的方策について検討する必要がある。

(2) 検討を進めるに当たって留意すべき事項

ア 離島等における教育環境の改善に向けた考え方

- 第 I 章 3(2)のイ(ウ)で述べたように、特別支援学校では、障害の程度が比較的重い一定数の児童生徒が在籍し、お互いに学び合える教育環境の中で、一貫性・系統性のある指導や支援が行われている。
- 対象となる児童生徒の数が限られる地域に特別支援学校を設置することについては、コミュニケーションや社会性など自立と社会参加に向けた力の育成といった学校の機能を十分に発揮することが難しくなることが想定されるため、慎重な検討が必要である。

また、特別支援学校を設置する場所によっては、保護者による送迎や通学バスの長時間乗車といった通学負担の課題が新たに生じるケースも考えられる。
- 一方、小・中学校には、通常の学級の児童生徒を含め、一定数の児童生徒が在籍しており、交流及び共同学習の充実など、その教育環境やコミュニティを最大限生

かしていくことで、高い教育効果が期待できる。

- このことを踏まえると、障害の程度が比較的重い児童生徒の数が限られる地域の対象となる児童生徒の教育については、小・中学校の特別支援学級等における指導や支援を充実させることが望ましいと考えられる。
- そのためには、特別支援学級の担任等の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、特別支援学校のコーディネーターを定期的に派遣して、特別支援学級の担任等に対して、対象となる児童生徒に対する教育課程の編成や授業づくり等に関する助言を行うことによって、専門的な指導や支援を担保すべきである。
- また、本県においてこれまでも実施してきた、特別支援学校の教員が人事交流で小・中学校に異動し、対象となる児童生徒に直接指導や支援を行う取組の充実を図る必要がある。

イ 離島等における教育環境の改善に向けた具体的な在り方

- 具体的には、小・中学校からのニーズを踏まえ、特別支援学校のコーディネーターが行う巡回相談の更なる充実を図る必要がある。そのための方法として、特別支援学校のコーディネーターが小・中学校を訪問する回数を増やしたり、特別支援学校のコーディネーターを常駐させたりすることが考えられる。
- 特別支援学校のコーディネーターは、小・中学校を定期的に訪問し、障害の程度が比較的重い児童生徒の様子を直接参観した上で、対象となる児童生徒に対する教育課程の編成や個別の指導計画の作成方法、授業づくりや交流及び共同学習の在り方、校内委員会での事例検討の方法などについて、小・中学校の教員等からの相談に応じたり、助言を行ったりする。

そのことで、小・中学校の教員等は、特別支援教育の専門性の高い授業を行うことができ、児童生徒の自立と社会参加に向けた力を育成することができると考えられる。

また、特別支援学校のコーディネーターが、家庭での関わり方や将来の進路などの保護者等からの相談に教員等と一緒に応じることで、保護者等の悩みや不安の軽減につなげることができると推測される。

- さらには、特別支援学校のコーディネーターには、市町村教育委員会の指導主事、小・中学校のコーディネーター、特別支援学級の担任等の地域の教育資源をつなぎ、ネットワークを形成したり、各地域の地域支援体制がこれまで以上にその機能を発揮できるように、関係機関と連携した取組を一層充実させたりすることが求められる。

- そのために、特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会の指導主事等が、地域の教育資源の活用や地域支援体制の在り方等について研修できるようにする必要がある。

- 併せて、小・中学校の教員等が、特別支援教育に関する知識等を学ぶための研修を充実させたり、現在受け持っている児童生徒に関する、自立活動や授業づくり等の個別かつ具体的な相談に応えるためのサポート体制を一層整備したりする必要がある。

今後、県総合教育センターと連携し、オンラインやオンデマンドを活用した効果的な研修推進体制及びサポート体制の在り方について検討する必要がある。

- 一方で、訪問して行う巡回相談は、距離や予算的な制約を伴うため、オンラインによる巡回相談と併用することが望ましい。このことを踏まえると、オンラインを活用して行う、効果的な巡回相談や保護者等との相談、関係機関との連携などの在り方について検討する必要がある。

第Ⅲ章 特別支援教育の更なる充実に向けて

障害のある児童生徒は、特別支援学校のみならず、小・中学校にも在籍しており、学びの場は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と連続している。

本県の、特別支援学校等における教育環境を改善するには、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、それぞれの学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成することが重要であり、そのためには、特別支援学校のみならず、小・中学校や高等学校を含めた、全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上が求められる。

また、障害のある児童生徒に質の高い指導や支援を行うには、教員等がチームとして取り組むことが重要であり、そのために学校は、学校全体で組織的・協働的に取り組むための校内支援体制づくりを一層推進する必要がある。

さらには、障害のある児童生徒が、地域において主体的に社会参加し、心豊かに生きていくためには、各地域の関係機関が連携して整備を進めている地域支援体制が、これまで以上にその機能を発揮することが重要である。

以上を踏まえると、本県の特別支援教育の更なる充実に向けて、「一人一人の教員等の専門性の更なる向上」、「組織的・協働的に取り組む校内支援体制づくりの一層の推進」、「各地域における地域支援体制が有する機能の更なる発揮」に向けた研修の、一層の充実を図ることが重要である。

本章では、そのための具体的方策について整理する。

1 全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上に向けて

○ 特別支援教育を受ける児童生徒は全国的に増加しており、本県においても同様の傾向があることを踏まえると、小・中学校や高等学校、特別支援学校の全教員等を対象にした特別支援教育に関する研修の更なる充実が求められる。

○ そこで、県内の全教員等が、それぞれのキャリアステージに応じて、障害の特性の理解や、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成方法、関係機関との連携の在り方、校内委員会の運用方法など、特別支援教育に関する知識等を十分に身に付けることができるように、研修推進体制の在り方について検討する必要がある。

- 特に、特別支援学校の教員等においては、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校外の専門家等と連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる力などが求められる。
- 研修の方法としては、離島やへき地を有する本県の地理的特性や働き方改革等を踏まえると、自分に合った時間で、どの地域の、どの学校に勤務していても研修することができるように、オンラインやオンデマンドを活用することが考えられる。
- また、本県では、特別支援学校と小・中学校等との人事交流を積極的に進めてきており、特別支援学校を経験した小・中学校等の教員、特別支援学校の教員を受け入れた小・中学校等の教員ともに、障害の特性に応じた指導の在り方に対する理解が深まるなどの効果が見られている。同様に、小・中学校等を経験した特別支援学校の教員や、小・中学校等の教員を受け入れた特別支援学校の教員ともに、系統性を踏まえた教科指導の在り方等を学ぶ貴重な機会になっている。

今後も引き続き、特別支援学校と小・中学校等との、より積極的な人事交流の推進に努める必要がある。

2 組織的・協働的に取り組む校内支援体制づくりの一層の推進に向けて

- 障害のある児童生徒は、一人一人障害の程度が異なり、生育歴や発達状況、教科学習上の困難さなどの状態も多様である。一人一人の児童生徒に応じた質の高い指導や支援を行うには、教員等がチームとして取り組むことが重要である。

そのために学校は、一人一人の教員等の専門性や経験等を生かしながら学校全体で組織的・協働的に特別支援教育に取り組むための校内支援体制づくりを一層推進する必要がある。
- 特別支援教育に学校全体で取り組むために、本県の全ての小・中学校等には、児童生徒の支援等について話し合う校内委員会が設置され、併せて推進役としてコーディネーターが指名されている。

小・中学校等の校内委員会がこれまで以上に機能するように、校内委員会の効果的な運用に関する研修の一層の充実を図る必要がある。

○ 具体的には、小・中学校等においては、特別支援学校等の助言をもらいながら、「児童生徒の状態を効率的に教員間で共有できるようにするにはどうしたらいいか」、「一定時間内で支援方法を効果的に検討できるための方法はないか」などの校内委員会の運用における課題を明らかにし、改善するサイクルを構築することが重要である。

○ また、小・中学校等の校内委員会において、「通常の学級から特別支援学級へ」、「特別支援学級から特別支援学校へ」といった学びの場の変更を検討することがある。その際は、児童生徒のつまずきの背景を、生育歴や家庭環境、学び方の特性、知能検査の結果、合理的配慮等の多面的な視点で検討することが重要であり、そのことを踏まえて、まずは、現在の学びの場における授業改善を行うという意識を、全教員等が醸成できるようにする必要がある。

そのためには、学校全体で、日常的に授業研究を実施するなど、教員等がお互いに学び合い、支え合う学校文化を形成することが重要である。

○ 一方で、小・中学校等では十分に解決することが難しいケースも想定されることから、県総合教育センターや特別支援学校、市町村教育委員会が、小・中学校等をサポートする体制の更なる充実を図る必要がある。

○ 特に、特別支援学校や市町村教育委員会には、小・中学校等から校内委員会の効果的な運用についての助言が求められるため、特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会の指導主事が、校内委員会の現状を分析したり改善方法を提案したりする具体的方策について研修できるようにする必要がある。

3 各地域における地域支援体制が有する機能の更なる発揮に向けて

○ 各地域においては障害のある児童生徒が地域社会の一員として生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるように、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して地域支援体制の整備を推進している。

○ 地域支援体制は、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を提供するとともに、家族に対しても継続的に支援を行う機能を有している。

- 特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会の指導主事等には、各地域における地域支援体制が、これまで以上にその機能を発揮できるように、関係機関と連携した取組を一層充実させることが求められる。

例えば、未就学児の育ちの状況等を保健師や保育所等から小学校に引き継ぐための有効な方法や、医療機関を受診する際に家庭や学校の様子を医療機関に伝えるための効率的なツール、療育を行う施設と児童生徒の情報を共有する際の効果的な会議の持ち方などについて、各地域の関係機関と連携しながら検討し、地域で共有できるようにするなどが考えられる。

このことを踏まえると、県全体の特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会の指導主事等が、関係機関と連携しながら地域の現状を把握し、地域支援体制の在り方やその機能の更なる発揮に向けた具体的方策について研修できるようにする必要がある。

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 特別支援教育が必要な児童生徒の増加に伴う特別支援学校における施設の狭隘化や通学時間等の課題解決、離島の特別支援教育の充実などを図るため、今後の本県特別支援学校等の教育環境改善に向けた方向性について、調査・研究及び検討を行うため、鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・研究及び検討を行う。

- (1) 特別支援学校に通う児童生徒の増加への対応、特別支援学校設置基準への対応、通学時間への対応等を踏まえた教育環境改善に関すること。
- (2) 離島における特別支援教育の充実に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ別表に定める者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年5月30日から令和5年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者から参考意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、義務教育課特別支援教育室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会委員名簿

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
学 識 経 験 者	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授	◎肥後 祥治
	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授	○橋口 知
	鹿児島純心女子大学人間教育学部教授	釘田 雅司
保 護 者 代 表	県特別支援学校PTA連絡協議会代表	池永 奈七
特別支援学校関係者	県特別支援学校長会長代表	迫田 博幸
その他学校関係者	県小・中・高等学校長会代表	前田 光久
市町村教育委員会関係	県市町村教育委員会代表	藤田 芳昭

◎:委員長 ○:副委員長

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会

協議経過

1 委員会の開催

	開催日	協議内容
第1回	令和4年5月30日	<ul style="list-style-type: none">・ 特別支援学校の現状と今後の児童生徒数の見込みについて・ 「特別支援学校設置基準」の適合状況及び通学バスの乗車時間について
第2回	令和4年8月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 離島の特別支援教育の現状と課題について・ 離島における特別支援教育に係る教員の研修状況及び特別支援学校の巡回相談員の活動状況について・ 県外等視察の意見交換
第3回	令和4年10月17日	<ul style="list-style-type: none">・ これまでの議論の整理
第4回	令和5年1月11日	<ul style="list-style-type: none">・ 提言(案)について
第5回	令和5年2月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 提言(案)について

2 県外等視察

- ・ 熊本県立かもと稲田支援学校(令和4年6月20日)
- ・ 牧之原養護学校(令和4年6月27日)
- ・ 鹿屋養護学校(令和4年6月27日)
- ・ 屋久島町(小学校, 中種子養護学校高等部屋久島支援教室等)(令和4年7月13日)
- ・ 出水養護学校(令和4年7月29日)